

ご担当者

様

(28) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

会員コード 0

(一社)古河労働基準協会

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習のご案内  
(茨城労働局長登録教習機関登録番号43-6有効期限2025/04/08)

事業者は一定の有害な化学物質や四アルキル鉛の含有物を製造し、又は取り扱う作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者」を選任しなければならないことになっています。

また、溶接ヒュームを発生させる金属アーク溶接等の作業を行う場合は「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」又は「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任することが必要となります。

つきましては、下記により、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を下記により実施しますので、希望者がございましたらお申込み下さい。

## 記

- 受講資格 満18歳以上の者
- 日程とカリキュラム及び会場 **会場地図は裏面をご利用いただくか古河労働基準協会HPよりダウンロードして下さい**

日程	時間(休憩含)	科目	会場
9月19日(木)	9:00 ~ 14:00	健康障害及び予防措置に関する知識	ネーブルパーク平成館 住所 古河市駒羽根620 電話 0280-91-2080
受付8:40~8:50	14:05 ~ 16:10	関係法令	
9月20日(金)	9:00 ~ 14:00	作業環境の改善に関する知識	
受付8:40~8:50	14:05 ~ 16:10	保護具に関する知識	
	16:15 ~ 17:15	修了試験	

- 受講料等について 受講料 ¥9,900 テキスト代 ¥1,980 合計 ¥11,880 (消費税込)

- 定員 72名

- 申込締切日 8月30日 (金)

- 申込書の作成 左上所定欄に証明写真(3.0cm×2.4cm)を貼付して下さい。  
(無帽・無背景・正面上3分身のもの、カラーコピーは不可)

- 申込方法 別添《申込方法について》をご参照下さい。

※申込書の氏名・生年月日の記入誤りが多く見受けられます。交付日以降の修了証の訂正・交換には手数料がかかりますので、ご記入の際は再度ご確認ください。(申込書に記入された内容が修了証に記載されます)

- 修了証交付 講習終了後、合格者には即日交付いたします。

- 講習会当日の注意 学科当日は受講票・鉛筆・消しゴムを持参して下さい。試験はマークシートで行いますので、眼鏡等必要な方は必ず持参して下さい。テキストは当日お渡します。

- その他 修了証に旧姓又は通称の併記を希望する方は旧姓又は通称を併記した住民票、自動車運転免許証等の公的な証明書の写しを添付して下さい。

申込締切日後に取り消されても受講料等はお返しできません。

本人確認のため、講習初日に氏名・生年月日・現住所等を確認できる公的書類を受付で提示して下さい。

休業日のお知らせ:①8月10日(土)~8月18日(日) ②9月3日(火) ③7月12日(金)